

徳島県告示第百三十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第二十一条の二第五項の規定に基づき、徳島市長から認証の請求のあつた街区境界調査成果については、同条第六項において読み替えて準用する同法第十九条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和六年三月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

徳島市

二 調査を行った時期

令和三年度及び令和四年度

三 成果の名称

徳島市津田町の一部（津田二）の街区境界調査図及び街区境界調査簿
調査を行った地域

徳島市津田町の一部（津田二地区）

五 認証年月日

令和六年三月五日